

令和5年6月吉日

建築物石綿含有建材調査者講習

建築物石綿含有建材調査者講習規定第7条第2項第14号に基づき、昨年度終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準について、次のとおり公表します。

記

1. 修了考査について

修了考査とは学科試験です。所定の科目、時間数を受講された方は、修了考査を受けることができます。

2. 修了考査合格基準

修了考査の結果が次の①及び②のいずれも合格基準を満たした場合、合格となります。

修了考査の採点は、各科目の配点の合計をもって満点とします。

なお、受講資格のうち「石綿作業主任者技能講習修了者」については、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の解答が免除となることから、当該科目を除いた各科目の配点の合計をもって満点とします。

①各科目の得点が当該科目の配点の40パーセント以上であること。

②各科目の得点の合計が、各科目の配点の合計点の60パーセント以上であること。

- ①又は②のいずれかが合格基準に達していない方及び不正行為を行った方は、不合格とします。
- 所定の科目、時間数を受講していない方は修了考査を受けることができません。

3. 過去の修了考査問題

次ページより掲載します。

一般建築物等石綿含有建材調査者講習（A）

建設業労働災害防止協会富山県支部

受講番号		氏名	
------	--	----	--

2023/1

試験上の 注意事項

1. 試験問題及び解答用紙には、受講番号と氏名を必ず記入してください。
2. 受講資格「石綿作業主任者技能講習を修了した者」にて申請された方は「科目Ⅰ（問1～5）」の解答は免除です。該当する方は、問6以降を解答してください。
3. 試験を終えた方は、試験問題と解答用紙は必ず提出（返却）してください。
4. 試験中、質問があるときは、だまって手を上げて係員の来るのをまって聞いてください。
5. 試験中、教材及び外部と接続できる機器などの使用閲覧はできません。
6. 不正行為を行った場合、即時退場していただきます。また「受講証明書」は発行いたしません。

科目Ⅰ 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 【配点10点（5問×2点）】

問1 「建築物石綿含有建材調査」に関する記述のうち、間違っているものを1つ選びなさい。

- イ、書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ロ、石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半は海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ハ、事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3年間保存しなければならない。
- ニ、石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。

問2 「建築物石綿含有建材調査」に関する記述のうち、間違っているものを1つ選びなさい。

- イ、国内では、1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- ロ、2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- ハ、2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ニ、現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。

問3 「石綿の定義、種類、特性」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- ロ、石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。
- ハ、石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- ニ、レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

問4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ロ、石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
- ハ、非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。
- ニ、中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。

問 5 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
- ロ、作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により3倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。
- ハ、建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
- ニ、複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

科目Ⅱ 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 【配点10点(5問×2点)】

問 6 「大気汚染防止法、その他関係法令」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。
- ロ、大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体のみが対象となる。
- ハ、大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ニ、解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。

問 7 「大気汚染防止法、その他関係法令」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は、分析調査を終了した日のうちいずれかの遅い日から3年間保存する。
- ロ、大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が10㎡以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ハ、大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。
- ニ、建築基準法における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無、使用されている場合の措置の状況についても報告事項となっている。

問 8 「建築物調査結果が導く社会的不利益」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、石綿有無の実態が「石綿あり」であるのに、誤って「石綿なし」と判定した場合には、継続的な健康障害、改修解体工事の飛散事故、後日発覚時の追加財政負担、社会的信用の失墜、建築物周辺への継続的環境影響を及ぼす。
- ロ、石綿有無の実態が「石綿なし」であるのに、誤って「石綿あり」と判定しても、特に問題は発生しない。
- ハ、石綿が吹き付けられた賃貸物件にて事業を営んでいた文具店店長(経営者)が胸膜中皮腫に罹患した。この建物の所有者兼賃貸人に「占有者」としての損害賠償責任を認め、死亡した文具店店長の遺族に賠償金を支払うよう命じた判決がある。
- ニ、石綿有無の実態についての適正な調査結果が適切な管理や工事につながる。

問 9 「石綿含有建材調査者」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- ロ、石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。
- ハ、石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。
- ニ、石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。

問 10 「事前調査の具体的手順の例」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ロ、書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- ハ、書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示等の現物確認により含有とみなして判定することもできる。
- ニ、目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。

科目Ⅲ 石綿含有建材の建築図面調査 【配点 35 点 (14 問×2.5 点)】

問 11 「建築一般」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- ロ、建築基準法では、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。
- ハ、建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ニ、防火地域などでは、一定規模の建築物に対する規制については、条件に該当すれば、一戸建住宅にも適応される。

問 12 「主要構造部」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ロ、建築基準法において「壁（構造上重要ではない間仕切壁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ハ、建築基準法において「階段（構造上重要ではない局所的な小階段、屋外階段を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ニ、建築基準法において「扉（構造上重要ではない最下階の扉を除く）」は、建築物の主要構造部である。

問 13 「建築一般」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ロ、建築基準法において、「2時間耐火」よりも「1時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- ハ、建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ニ、建築基準法において、建築物の「屋根」の要求耐火性能は、「30分間」である。

問 14 「防火区画」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ロ、建築基準法で定められている「堅穴区画」について、1969（昭和 44）年以降、3 層以上の堅穴には、堅穴区画が必要となった。
- ハ、建築基準法で定められている「異種用途区画」とは、用途や管理形態の異なる部分を区画することで、被害の拡大を食い止めるものである。
- ニ、建築基準法において、面積区画、高層区画、堅穴区画と接する外壁は、接する部分を含み 90cm 以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。

問 15 「建築一般」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、S 造の建築物の調査で特に注意することとして、外壁を ALC 壁とした 3 階建て程度の共同住宅、一戸建て住宅、事務所、物販店などは、耐火建築物などすることを目的に、石綿含有建材による耐火被覆を用いている場合が多いことが挙げられる。
- ロ、S 造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- ハ、S 造の建築物の調査では、工場・倉庫・事務所などの折板屋根の裏側にある断熱材は、確認しなくてもよい。
- ニ、S 造の建築物では、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆された部位が露出していないことも多く、目視調査が難しいケースがある。

問 16 「建築一般」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、「内装制限」とは、建築基準法上、階数が 3 階建て以上の建物や、台所・浴室などで火を使用する設備・器具を用いる場合で一定条件の場合は、壁・天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障のないようにしているものである。
- ロ、防火地域では建物（一戸建て住宅等を含む）の外装に延焼防止等の目的で、押土成形セメント板・けい酸カルシウム板第 1 種等のレベル 3 の石綿含有建材が多用されていた。
- ハ、設計者の設計思想や要求性能によって、断熱や結露防止、吸音などのために吹付け石綿が使用されていることは無い。
- ニ、機械室や電気室など騒音の発生する箇所では、壁・天井などに吸音目的で吹付け石綿が施工された。

問 17 「建築設備」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、建築基準法で定義する建築設備のうち、防災設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ロ、建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。
- ハ、昇降機のシャフト（昇降路）に、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿は施工されていないことない。
- ニ、空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、吸音をかねてファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿が施工されていた。

問 18 「石綿含有建材」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも必要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- ロ、石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が小さく柔らかいので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿に使用されていると推測できる。
- ハ、吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ニ、耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.3 以上（耐火の場合）である。

問 19 「石綿含有建材」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、1954（昭和 29 年）以前も石綿含有材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- ロ、石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているため石綿無含有建材と判断してよい。
- ハ、1980（昭和 55）年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したが、会員以外のメーカーの吹付け石綿の使用や物流における業者の在庫などもあったことから、1980（昭和 55）年以降の数年間は石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性も考慮しなければならない。
- ニ、昭和 30 年代後半から 50 年代にかけて建築された R C 構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。

問 20 「石綿含有建材」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、レベル 2 の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ロ、石綿を含有している耐火被覆材には、「含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第 2 種」の 2 種類がある。
- ハ、断熱材に使用された石綿含有製品には、「煙突用石綿断熱材」と「屋根用折板裏石綿断熱材」の 2 種類がある。
- ニ、保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。

問 21 「石綿含有建材」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、レベル 3 の石綿含有建材の対象となる法令は、石綿則のみとなる。
- ロ、レベル 3 の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等などにも幅広く使われている。
- ハ、レベル 3 とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル 1、2 よりも圧倒的に多いことである。
- ニ、調査対象建築物の施工時期がわかればレベル 3 の石綿含有建材の特定はある程度推定することができる。

問 22 「石綿含有建材」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
- ロ、石綿含有接着剤は、JIS 規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
- ハ、石綿含有シーリング材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）には使用されていない。
- ニ、建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材および建築用仕上塗材が対象となり、コンクリートの上部までを調査対象範囲とする。

問 23 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ロ、内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- ハ、立面図は、建築物の立面を記載しており、通常、4 面 1 組で建築物の立面が記載され、外部仕上が記載されていることも多くみられる。
- ニ、建築物の断面図において、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や北側斜線制限など記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。

問 24 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ロ、建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場に混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるので注意が必要である。
- ハ、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- ニ、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。

科目IV 目視調査の実際と留意点 【配点 35 点 (14 問×2.5 点)】

問 25 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、調査自体の正確性や依頼者からの信頼を失うものとなる。
- ロ、改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ハ、建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
- ニ、大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。

問 26 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- ロ、目視調査の最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているのか、もしかしたらあの部位にも使われているのではないか、などの疑いの目を持つことが重要である。
- ハ、事前調査にあたっては書面調査のみで判断せず、現在の法制度においては、平成 18 年 9 月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物等を除き、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ニ、石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。

問 27 「目視調査の実施要領」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000 番台」、準不燃は「2,000 番台」、難燃は「3,000 番台」が記載されている。
- ロ、調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。
- ハ、目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分については目視調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- ニ、床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースも多く、改修前の床仕上げ材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。

問 28 写真の建材の裏面から得られる情報イ～ニの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- イ、無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ロ、アスノンという商品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ハ、国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ニ、アスノンという商品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。



問 29 「試料採取」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
- ロ、採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
- ハ、試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。
- ニ、試料採取にあたって、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。

問 30 「試料採取」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「セメントスラリー」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- ロ、平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 3 箇所以上、1 箇所当たり 10 立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ハ、内外装仕上げ材の下に、レベル 1 建材が存在する事例は特にない。
- ニ、吹付け材を除く耐火被覆材は各階の梁、柱全体を施工範囲とする。

問 31 「試料採取」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、成形板の試料の採取は、試料採取範囲から 1 箇所を選定して、100 平方センチメートル程度の試料を採取する。
- ロ、成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- ハ、成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ニ、成形版の試料採取後は、飛散防止措置のため切断面や採取痕を固化し、身体・床面その他周辺を HEPA フィルタ付真空掃除機で掃除する。

問 32 「試料採取」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ロ、建築用仕上塗材の試料の採取は粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しずつ剥離、採取する。
- ハ、採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。
- ニ、解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」が調査対象であり、「仕上塗材」は調査対象外となる。

- 問 33 「試料採取」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、採取してきた分析試料は整理し、それぞれの分析試料の袋に、試料番号と部屋名、部位、建材製品名、採取年月日が正しく記入されているかを確認する。
 - ロ、採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。
 - ハ、分析依頼書は、各分析方法で共通に使えるように、試料採取者、試料送付者、試料受取者、分析者までの個人名および実施日時が入る欄を設け、分析試料の受渡及び保管の責任を明確にして、各当事者が記入する。
 - ニ、分析依頼書には分析結果報告書の要求部数、分析方法の指定、速報の受領方法など希望事項を記載する。
- 問 34 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
 - ロ、現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
 - ハ、撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
 - ニ、調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。
- 問 35 「石綿の劣化に関する記録」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、いかなる建築物・工作物も完成した時点から劣化が始まり、石綿製品も例外ではない。
 - ロ、レベル1は現場調査したものが多く、その過程において下地材の良・不良もあるし、作業者の優劣も影響する。
 - ハ、レベル1と2は、その他の石綿製品と比べて繊維の露出が少なく、頑丈という一般的な性質がある。
 - ニ、石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。
- 問 36 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、目視調査において、「やや劣化（一部劣化状態）」と判定した場合、今後、吹付け石綿等の脱落が起こる可能性は低い。
 - ロ、調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
 - ハ、解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。
 - ニ、解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。
- 問 37 「建材の石綿分析」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
 - ロ、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」に合格した者は、建築物の解体・改修等における石綿の分析調査を行うことができる。
 - ハ、定性分析で石綿ありと判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能としている。
 - ニ、分析の方法は一つではなく、いくつかの方法がある。方法によって“アスベストの含有の有無の判断基準”が異なっている。

- 問 38 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
 - ロ、部屋別の目視調査個票には、掲載する写真も同時に挿入しておく。
 - ハ、分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
 - ニ、石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1. 石綿含有の有無」、「2. 含有していた場合のリスク」、「3. 今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。

科目 V 建築物石綿含有建材調査報告書の作成【配点 10 点 (5 問×2 点)】

- 問 39 「目視調査総括票の記入」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
 - ロ、所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
 - ハ、今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。
 - ニ、今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。
- 問 40 「目視調査個票の記入」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
 - ロ、外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
 - ハ、外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
 - ニ、部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- 問 41 「調査報告書の作成」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
 - ロ、目視調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
 - ハ、分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
 - ニ、石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。
- 問 42 「事前調査結果の労働基準監督署長への報告」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。
- イ、床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事。
 - ロ、敷地面積が 100 m²以上の建築物の改修工事。
 - ハ、請負代金の額が 100 万円以上の建築物の改修工事。
 - ニ、請負金額が 100 万円以上の工作物の解体工事又は改修工事。

問 43 「調査報告書の作成」に関する記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- イ、石綿含有建材調査者は、元請業者（維持管理のための調査の場合は、建築物の所有者等）からの依頼を受けて、書面調査、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた事前調査報告書を作成する。
- ロ、作成された事前調査結果の報告は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の定めに則り、元請業者等は、調査の目的を踏まえた上で、当該調査の依頼者に書面で報告する。
- ハ、報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ニ、建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。